租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置
	の名称	の延長
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人事業税:義)(地方税 12)
_	対象税目	(1277 7 100 - 327 (2073 100 - 27
	② 上記以外の	_
	一	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		する額を控除する。
		※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を
		特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。
		《要望の内容》
		適用期限を令和 11 年3月 31 日まで延長する。
		《関係条項》
		地方税法 附則第9条第8項
		地方税法施行令 附則第6条の2第2項
		地方优法地1] 中 附則第0条の2第2項
5	担当部局	
5	1분 크 마/미	
		電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室
		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課
		電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月
	象期間	分析対象期間:令和6年4月1日~令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	令和6年度創設(令和6年4月1日~)
8	適用又は延長期間	3年間(令和8年4月1日~令和11年3月31日まで)
	~ / 117410 ~ PC/VIII-I	- 110. (Files 1 17) - Files 1. 1 071 01 E 6 C7
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等がその根拠	二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保すること
		で、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされるこ
		と、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統
		増強を効率的かつ確実に行うことを目指す。
		《政策目的の根拠》
		我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び
		悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、
		経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・
		取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変
		化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑

		2	政策体系における政策	制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、令和6年度(2024年度)から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。 ※第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日)においては、「2024年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新増設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034年度にかけて電力需要が増加する」とされている一方、送配電設備については「整備を着実に推進しつつ需要家の公平性を確保するため、一般送配電事業者が行う先行的・計画的な系統整備に係る費用が確実に回収される仕組みや、GXに資する取組等を実施する事業者において、整備費用が大規模になった場合における費用負担の在り方を検討する。」とされており、発電側課金の政策上の重要性は変わらない。
			目的の位置 付け	
		3	租税特別措 置等により 達成しようと する目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことを目指す。
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	同上
10	有効性 等	1	適用数	令和6年度(見込) 1,189 令和7年度(見込) 1,249 令和8年度(見込) 1,249 令和9年度(見込) 1,249 令和10年度(見込) 1,249 ※適用事業者数
				【算定根拠】 令和6年度(見込)の内訳: 令和6年3月までの発電事業者の届出数(1189) 令和7年度(見込)の内訳: 令和7年8月1日時点における発電事業者の届出数(1249)
				※令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止す

				る者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としてい
				る 。
		2	適用額	令和6年度 454,544
				令和7年度(見込) 456,370
				令和8年度(見込) 456,370
				令和9年度(見込) 456,370
				令和 10 年度(見込) 456,370
				※適用額(百万円)
				【算定根拠】
				令和6年度の内訳:
				一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(364,135 百万円)
				(i)
				+みなし小売事業者が他社発電事業者から購入する電力料に含まれ
				る発電側課金費用(90,409 百万円)(ii)
				=454,544 百万円
				<u></u> Δπ2/π φ (Β 11) σ φ = 0
				令和7年度(見込)の内訳:
				一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(365,601 百万円) (j')
				() / / / / / / / / / / / / / / / / / /
				る発電側課金費用(90,769 百万円)(ii')
				=456,370 百万円
				※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は
				度と同様の数値としている。
				及と同項のの数値としている。
		3	減収額	令和6年度 10,780
				令和7年度(見込) 10,823
				令和8年度(見込) 10,823
				令和9年度(見込) 10,823
				令和 10 年度(見込) 10,823
				※減収額(百万円)
				F Art - Lip to 3
				【算定根拠】
				【算定根拠】 令和6年度の内訳:
				令和6年度の内訳:
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分:
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii)
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】 =4,734 百万円
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】 =4,734 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】 =4,734 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分:
				令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641 百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092 百万円】 =4,734 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額

【(iv)×外形及び外形外法人課税率 76.1%=2.339 百万円】 +法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii)×外形及び外形外法人課税率 0.7%=633 百万円】 =6,046 百万円 =>4.734 百万円+6.046 百万円=10.780 百万円 令和7年度(見込)の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i ')×収入金課税率 1.0%=3.656 百万円】(iii ') +特別法人事業税の減収額 【(iii')×収入金課税率 30%=1,097 百万円】 =4.753 百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費 用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(ii ')×外形及び外形外法人課税率 3.4%=3.086 百万円】(iv ') +特別法人事業税の減収額 【(iv')×外形及び外形外法人課税率 76.1% = 2.349 百万円】 +法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii')×外形及び外形外法人課税率 0.7%=635 百万円】 =6.070 百万円 =>4,753 百万円+6,070 百万円=10,823 百万円 ※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は 新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在し得ることから、令和7年 度と同様の数値としている。 ④ 効果 《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な 評価は困難であるが、一般的には「課税の公平性」が図られることによ り、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされるこ と、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統 増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別 措置等の直接的効果》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な 評価は困難であるが、一般的には他の事業との間での課税の公平性 が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促 進に寄与することが期待される。

				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 - 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因:有効性の説明》
		5	税収減を是 認する理由 等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設・延長」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置によることが適当である。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	他の支援措置との関係はない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解			_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和5年8月(R5 経産 11)